

生駒駅南口エリアの公共空間整備に係る基本的方針作成支援等業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

生駒駅南口エリアでは、公共的空間や民間の遊休地・遊休建物などを活用したまちの魅力創出や、当該エリアを含む周辺地域の価値向上に資する取組みを、公民の連携により推進するため、令和4年度に生駒駅南口エリアプラットフォームが設立され、令和5年5月に「生駒駅南口みらいビジョン」が策定されるなど、官民連携による取組みを進めている。

一方で、駅前商業地でありながら、専用住宅(低層建築物)と商業店舗の混在によるまちの連続性・景観上の統一感の欠如、人の集う空間がない、空き店舗の増加等による商店街の機能低下、宝山寺の門前町としての趣きを感じにくいなどの課題があり、都市拠点として質の高い空間形成が十分に図られているとは言えない状況にある。

そこで、生駒駅周辺地区において「居心地が良く歩きたくなるまちなか(まちなかウォークブル)」を実現するため、令和8年度末の基本構想策定を見据え、生駒駅南口エリアにおける回遊性向上・滞留空間の創出につながる公共空間のハード整備事業及び関連するソフト事業についての基本的な方針をとりまとめる。

併せて、生駒駅南口エリアの回遊性向上や観光資源への誘導を目的とした主要道路への案内サインの設置や、遊休不動産の活用可能性の検証等を目的とした社会実験(チャレンジショップの設置)を実施する。

(2) 業務名

生駒駅南口エリアの公共空間整備に係る基本的方針作成支援等業務

(3) 業務内容

「生駒駅南口エリアの公共空間整備に係る基本的方針作成支援等業務特記仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

2 業務に要する費用(予定価格)

13,431,000 円(税込)

なお、参考見積額が業務に要する費用(予定価格)を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

(1) 公示日から受託候補者特定の日まで、生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。

(2) 過去5年間(令和元年度から令和5年度)に国又は地方公共団体が発注した本業務の予定価格の3分の1以上の類似業務の受託実績があること。なお、現在業務履行中の場合であっても受託実績に含むものとする。

類似業務:まちづくりの方針等の作成、まちの賑わい創出に寄与する社会実験の実施

- (3) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと
又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (5) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))であると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和6年8月2日(金)正午まで(必着)
- (2) 提出方法 別添の質問書(様式1)により、電子メールで提出すること。
※ これ以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- (3) 回答日 令和6年8月5日(月)
- (4) 回答方法 生駒市ホームページに掲載

5 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
 - ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式2) 原本1部
 - ② 実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、企画提案書及び業務スケジュールは原本1部・副本5部
 - ア 会社概要(様式3)

イ 技術者の概要(様式4)

ウ 業務実績調書(様式5)

「3 参加資格(2)」に該当する業務実績を5件以内で記載すること。また、その業務実績の根拠となる契約書等及びその業務内容がわかる仕様書等の写しを添付すること。

エ 担当技術者調書(様式6)

オ 技術責任者の経歴及び実績等調書(様式7)

「3 参加資格(2)」に該当する業務実績を5件以内で記載すること。また、その業務内容が分かる仕様書等及び当該技術責任者が関わったことが分かるテクリス登録内容確認書等の写しを添付すること。

カ 担当者の経歴及び実績等調書(様式8)

「3 参加資格(2)」に該当する業務実績を5件以内で記載すること。また、その業務内容が分かる仕様書等及び当該担当者が関わったことが分かるテクリス登録内容確認書等の写しを添付すること。

キ 企画提案書(任意様式)

ク 業務スケジュール(任意様式)

ケ 参考見積書(任意様式で内訳及び年度ごとの金額の分かるもの)

※発行責任者と担当者の氏名、連絡先を記載していれば、押印の省略も可。

<記載項目>

企画提案書は「生駒駅南口エリアの公共空間整備に係る基本的方針作成支援等業務特記仕様書」に基づき、概ね以下の内容を記述すること。また、<留意事項>を加味し、作成すること。

- 基本的方針の作成に寄与する市内 WG の議題案及びその意図
- 基本的方針の作成に向けた生駒駅南口で活動する市民等の意見収集の方法及び意見の反映方策
- 想定される案内サインの設置位置、デザインコンセプト及び参考事例(貴社の関わりがあれば記載すること)
- 社会実験出店者の募集方法、社会実験後の効果検証方法・支援策及び参考事例(貴社の関わりがあれば記載すること)

<留意事項>

・企画提案書及び業務スケジュールには、事業者名は記入しないこと。

- ・企画提案書と業務スケジュールはまとめて綴じること。
- ・企画提案書は、表紙・目次を除きA4判8ページ以内とし、片面刷りとすること。
- ・業務スケジュールはA3版1ページとし、A4判に合うように折り込むこと。
- ・文字サイズは、10.5ポイント以上とすること。
- ・モノクロ、カラーは問わない。
- ・記載項目の他、生駒駅南口エリアにおける回遊性向上・滞留空間の創出に資する独自提案を積極的に行うこと。

(2) 提出期限等

- ①提出期限 令和6年8月20日(火)16時まで(必着)
- ②提出場所 生駒市役所都市整備部 都市づくり推進課 拠点形成室
- ③提出方法 持参又は郵送によること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

6 審査方法

(1) 第1次審査(書類審査)

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を、審査基準に基づいて審査し、一定基準に達している提案者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

実施日:令和6年8月26日(月)予定

(2) 第2次審査(対面でのヒアリング等による最終審査)

第1次審査により選考された者に対し、企画提案について対面でのヒアリング等を実施し、下記7(3)で示す審査基準に基づいて再評価し、最も優れている提案を特定する。ただし、総得点が上位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認める場合は、特定者としなないことができるものとする。また、審査委員会が一定の評価に達した者がいないと判断する場合は、適格者なしとすることができるものとする。

実施日:令和6年8月30日(金)予定(第1次審査を省略する場合、8月26日(月)予定)

(3) 審査結果の通知

- ① 第1次審査…審査結果を電子メールにより通知する。なお、選考された者のみ、第2次審査の詳細を、電話及び電子メールで通知する。
- ② 第2次審査…審査結果を電話及び電子メールにより通知する。

7 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

(1) 業務実績・実施体制 15点/100点

評価項目		評価の着眼点
		判定基準
会社の業務実績	類似業務の実績(件数)	過去5年間の実績(5件)を評価する。 ・類似業務の実績がある。(1点/件)
技術責任者及び担当者	類似業務の実績(件数) (担当者が関わったことが書類から確認できるものに限る)	過去5年間の実績(5件)を評価する。 ・類似業務の実績がある。(1点/件) ・担当者が複数の場合は、平均とする。

(2) 参考見積書 15点／100点

見積金額に関する評価

(3) 企画提案の内容 70点／100点

項目		評価事項
1	基本的方針の作成支援	・庁内 WG の議題(案)は過去の取り組みを踏まえたものとなっているか。また、その意図は本市の実情に相応しいものか。 ・市民等の意見収集の方法は適切で、実現可能性があるか。また、意見の反映方策は、妥当か。
2	案内サインの設置等	・案内サインの設置場所等は、エリアの回遊性向上や課題解決に寄与するものか。
3	社会実験の実施支援	・出店者の募集方法及び効果検証方法・支援策は妥当で、実現可能性があるか。
4	業務内容の理解度・提案内容の着眼点・業務に対する意欲	・本業務の目的及び内容等の理解度が高く、提案内容の着眼点が優れているか。 ・業務に対する熱意・意欲を有しているか。
5	独自提案	・検討するにあたり、仕様書に明記されているものの他の優れた独自提案があり、本業務の目的に資する内容であるか。

8 日程

公示	令和6年	7月	25日(木)
質問受付締切	令和6年	8月	2日(金) 正午まで
質問回答	令和6年	8月	5日(月) 生駒市ホームページに掲載
企画提案書等受付締切	令和6年	8月	20日(火) 16時まで
第1次審査	令和6年	8月	26日(月) (予定)
第2次審査	令和6年	8月	30日(金) (予定)※
結果通知	令和6年	9月	2日(月) (予定)
契約締結	令和6年	9月	上旬 (予定)
業務開始	令和6年	9月	上旬 (予定)

※ 第1次審査を省略する場合、第2次審査は、令和6年8月26日(月)に実施予定。
また、それ以降の日程も同様に繰り上げる。

9 失格事項

提出書類又は提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案書の提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 第2次審査(ヒアリング等による最終審査)に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2 業務に要する費用(予定価格)を超過したもの

10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。また、受託候補者の特定以外には提案者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 「実施体制表」に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できない。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。
- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があり、この情報に該当する部分がある場合には、提案時に文書により申し出ること。なお、プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

12 担当部署(提出・問合せ先)

生駒市都市整備部都市づくり推進課拠点形成室 担当:志賀

所在:生駒市東新町8-38

電話:0743-74-1111(内線)3810

電子メール:kyoten@city.ikoma.lg.jp